

岩手県立県民生活センター庁舎総合管理業務委託契約書（案）

1 委託業務の名称	岩手県立県民生活センター庁舎総合管理業務
2 委託業務の実施場所	岩手県立県民生活センター 盛岡市中央通三丁目10番2号
3 委託期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
4 委託料	年額 金 _____ 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 _____ 円)
5 契約保証金	金 _____ 円

岩手県（以下「甲」という。）と _____（以下「乙」という。）とは、上記の業務の実施を乙に委託することについて、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、甲から委託を受けた業務（以下「委託業務」という。）をこの契約書及び岩手県立県民生活センター庁舎総合管理業務仕様書に基づいて誠実に履行するものとする。

（実施に関する指示）

第2条 甲は、乙に対して、委託業務の実施に関し必要な事項を指示することがある。

2 乙は、委託業務の実施に関し必要があると認める場合は、甲の指示を受けるものとする。

（権利の譲渡等）

第3条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（再委託の禁止）

第4条 乙は、委託業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たものについては、この限りでない。

（委託業務の内容の変更、中止等）

第5条 甲は、必要があると認めるときは、業務の内容を変更し、又はこれを一時中止することができる。

2 前項の場合において、委託料又は委託期間を変更するときは、甲、乙協議して書面により定めるものとする。

（完了報告及び検査）

第6条 乙は、毎月の委託業務が完了した場合は、当該月の完了報告書（様式第1号）を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の書類を受理した場合は、当該書類を審査し、必要に応じて実地調査を行い、委託業務の実施の状況がこの契約に適合するか検査を行うものとする。

（検査に係る措置等）

第7条 甲は、第6条第1項の規定による書類を受理した場合において、委託業務の実施の状況がこの契約に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを乙に対して指示するものとする。

2 乙は、前項の規定による指示に従って措置をした場合には、その結果を甲に報告するものとする。

3 第6条第2項の規定は、前項の規定により乙から報告があった場合について準用する。

（損害賠償）

第8条 委託業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

（委託料の請求及び支払）

第9条 甲は、乙の請求により、次のとおり委託料を毎月支払うものとする。

月額 _____ 円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 _____ 円）

2 乙は、第6条第2項（第7条第3項の規定により準用する場合を含む。）の検査に合格し

たときは、委託料請求書を甲に提出するものとする。

3 甲は、前項の請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内(以下「約定期間」という。)に委託料を支払うものとする。

(履行遅延の場合における違約金)

第10条 甲は、乙が甲の定める期間内に契約を履行しない場合には、遅延日数に応じ、委託料につき年 パーセント注1の割合で計算した違約金を徴収することがある。

注1 令和8年4月1日において適用される会計規則第117条第1項で規定する違約金の徴収率とする。

(支払遅延利息)

第11条 甲は、自己の責めに帰すべき事由により約定期間内に委託料を支払わない場合は、乙に対して、約定期間満了の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、支払うべき委託料につき年 パーセント注2の割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、その額が100円未満であるときは、これを支払わないものとし、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

注2 令和8年4月1日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率とする。

(甲の解除権)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することがある。

(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定に基づいて甲が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づいて甲が求める報告を拒み、又は第2条若しくは第7条の規定による甲の指示に従わなかったとき。

(2) 不正の手段により委託料の支払を受けたとき。

(3) 次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与していると認められるものを、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められるものをいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 委託事業を実施するため必要な物品の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙が、これに従わなかったとき。

(4) その他この契約に違反したとき。

2 前項の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙は、損害賠償として契約金額の100分の5に相当する額を甲に納付するものとする。

3 前2項の規定は、委託料の支払があった後においても適用するものとする。

(不当介入に対する措置)

第13条 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに警察官に通報しなければならない。

(契約解除の場合における委託料の返還)

第14条 乙は、第12条の規定により契約を解除された場合において、既に委託料の支払がなされているときは、甲の定めるところにより委託料を返還するものとする。

(延滞利息)

第15条 乙は、第14条の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付の額につき年 パーセント注3の割合で計算した延滞利息を甲に納付するものとする。

注3 令和8年4月1日において適用される会計規則第117条第1項で規定する違約金の徴収率とする。

(秘密の保持)

第16条 乙は、委託業務の実施に当たって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(施設及び設備の取扱)

第17条 乙は、委託業務の実施に当たって、甲の施設及び設備について、善良な管理及び注意をもって取り扱わなければならない。

(書類の保存年限)

第18条 乙は、委託業務に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、令和14年3月31日まで保存するものとする。

(補則)

第19条 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 岩 手 県
 契約担当者
 岩手県立県民生活センター
 所 長 氏 名 印

乙 住所（所在地）
 名称
 代表者 役職名 氏 名 印

様式第1号

令和 年 月 日

岩手県立県民生活センター所長 様

受託者 住所（所在地）
名称
代表者名 印

完 了 報 告 書

下記の業務が完了したので報告します。

記

- 1 委託業務名 岩手県立県民生活センター庁舎総合管理業務
- 2 委託場所 岩手県立県民生活センター 盛岡市中央通三丁目10番2号
- 3 委託期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日
- 4 今回実施期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日
- 5 特記事項